

加西市自治会規約の一部改正（記入例）

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">加西町自治会規約 (名称)</p> <p>第1条 この会は、加西町自治会という。 (区域)</p> <p>第2条 この会は、別表に定める区域に住所を有する者をもって構成する。 (事務所の所在地)</p> <p>第3条 この会は、事務所を加西市加西町横尾5 1 4番地に置く。 (目的)</p> <p>第4条 この会は、その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とする。 (事業)</p> <p>第5条 この会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行うことを目的とする。</p> <p>(1) 会員相互の連絡事務に関すること</p> <p>(2) 地域の生活環境の改善及び向上に関すること</p> <p>(3) 会員相互の親睦、研修会及び文化教養の向上に関すること</p> <p>(4) 会員の福利厚生に関すること</p> <p>(5) 集会施設の管理運営に関すること</p> <p>(6) その他目的を達成するために必要なこと</p> <p>(会員)</p>	<p style="text-align: center;">加西町自治会規約 (名称)</p> <p>第1条 この会は、加西町自治会という。 (区域)</p> <p>第2条 この会は、別表に定める区域に住所を有する者をもって構成する。 (事務所の所在地)</p> <p>第3条 この会は、事務所を加西市加西町横尾5 1 4番地に置く。 (目的)</p> <p>第4条 この会は、その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とする。 (事業)</p> <p>第5条 この会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行うことを目的とする。</p> <p>(1) 会員相互の連絡事務に関すること</p> <p>(2) 地域の生活環境の改善及び向上に関すること</p> <p>(3) 会員相互の親睦、研修会及び文化教養の向上に関すること</p> <p>(4) 会員の福利厚生に関すること</p> <p>(5) 集会施設の管理運営に関すること</p> <p>(6) その他目的を達成するために必要なこと</p> <p>(会員)</p>

改正後	改正前
<p>第6条 第2条に定める区域に住所を有する個人は、すべてこの会の会員になることができる。</p> <p>2 前項に該当しない個人又は団体にあつては、この会の事業を賛助するため、賛助会員になることができる。</p> <p>(会費)</p> <p>第7条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。</p> <p>2 賛助会員は、総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。</p> <p>3 会員に特別の事情がある場合は、会費を減免することができる。</p> <p>(入会)</p> <p>第8条 会員又は賛助会員になろうとする者は、入会申込書を会長に提出し、役員会の承認を得なければならない。</p> <p>2 この会は、正当な理由がない限り、その区域に住所を有する個人の加入を拒んではならない。</p> <p>(退会)</p> <p>第9条 会員は、退会しようとするときは、会長に届け出なければならない。</p> <p>2 会員がつぎの各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。会の区域内に居住しなくなったとき。</p> <p>(1) 会の区域内に居住しなくなったとき。</p>	<p>第6条 第2条に定める区域に住所を有する個人は、すべてこの会の会員になることができる。</p> <p>2 前項に該当しない個人又は団体にあつては、この会の事業を賛助するため、賛助会員になることができる。</p> <p>(会費)</p> <p>第7条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。</p> <p>2 賛助会員は、総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。</p> <p>3 会員に特別の事情がある場合は、会費を減免することができる。</p> <p>(入会)</p> <p>第8条 会員又は賛助会員になろうとする者は、入会申込書を会長に提出し、役員会の承認を得なければならない。</p> <p>2 この会は、正当な理由がない限り、その区域に住所を有する個人の加入を拒んではならない。</p> <p>(退会)</p> <p>第9条 会員は、退会しようとするときは、会長に届け出なければならない。</p> <p>2 会員がつぎの各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。会の区域内に居住しなくなったとき。</p> <p>(1) 会の区域内に居住しなくなったとき。</p>

改正後	改正前
<p>(2) 死亡または解散したとき。</p> <p>3 第1項及び前項第1号の場合において、賛助会員となることを妨げるものではない。</p> <p>(抛出金品の不返還)</p> <p>第10条 退会した会員が既に納入した会費その他の抛出金品は、返還しない。 (役員)</p> <p>第11条 この会に、次の役員を置く。</p> <p>(1) 会長 1名</p> <p>(2) 副会長 1名</p> <p>(3) 会計 1名</p> <p>(4) 協議員 1名</p> <p>(5) 監事 1名</p> <p>(役員を選出)</p> <p>第12条 役員を選出は、総会における選挙による。</p> <p>(役員は、役員選考委員会の推薦により、総会の議決を得て選任する。ただし、協議員にあつては、別に定めるところにより、各隣保において選任する。)</p>	<p>(2) 死亡または解散したとき。</p> <p>3 第1項及び前項第1号の場合において、賛助会員となることを妨げるものではない。</p> <p>(抛出金品の不返還)</p> <p>第10条 退会した会員が既に納入した会費その他の抛出金品は、返還しない。 (役員)</p> <p>第11条 この会に、次の役員を置く。</p> <p>(1) 会長 1名</p> <p>(2) 副会長 1名</p> <p>(3) 会計 1名</p> <p>(4) 協議員 1名</p> <p>(5) 監事 1名</p> <p>(役員を選出)</p> <p>第12条 役員を選出は、総会における選挙による。</p> <p>(役員は、役員選考委員会の推薦により、総会の議決を得て選任する。ただし、協議員にあつては、別に定めるところにより、各隣保において選任する。)</p>
<p>2 監事以外の役職に、女性を原則2名以上登用する。</p>	<p>2 監事は、他の役員と兼ねることができない。</p>

改正後	改正前
<p>3 監事は、他の役員と兼ねることができない。</p> <p>～以下、省略～</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成24年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成30年3月30日訓令第25号）</p> <p>この規約は、令和6年1月1日から施行する。</p>	<p>～以下、省略～</p> <p>附 則</p> <p>この規約は、平成24年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成30年3月30日訓令第25号）</p>